宮城県農業農村整備事業における

コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【改定後】

第1章 総 則 【略】

第2章 再生粗骨材コンクリート製品に関する基本方針

(再生粗骨材コンクリート製品の製造)

Mの種類のうち「耐凍害品」の品質を満足するように材料の選定、配(調)合及び製造を行い、 JIS A 5364 プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則を満足する よう製造を行う。また、IIS Q 1012 適合性評価-日本工業規格への適合性評価の 認証ー分野別認証指針(プレキャストコンクリート製品)を満足するよう工程管理を行う。

なお、再生粗骨材の品質は、中間処理業者又は商社が、第三者試験機関に依頼し、証明する ものとし、再生粗骨材品質証明書(様式第1号)に試験成績表を添付し、コンクリート製品製 造業者に提出するものとする。ただし、不純物量(アルミニウム片及び亜鉛片の量を除く)の 項目については, 第三者試験機関以外でも構わない。

- 2 前項で定める再生粗骨材コンクリート製品の再生粗骨材混合率は、粗骨材全質量の20%以 上30%以下の範囲とし、所要のワーカビリティーと強度及び耐久性を有するものとする。
- 3 前1項で定める再生粗骨材コンクリート製品の水セメント比は、結合材の種類によらず 50%以下とする。
- 4 再生粗骨材コンクリートの凍害に対する照査は、促進凍結融解試験の結果として得られるコ ンクリートの相対動弾性係数を指標として行うものとする。この場合の促進凍結融解試験は, IIS A 1148(A法)に基づき行うものとし、相対動弾性係数の最小限界値が85% 以上であることを確認する。ただし、プレキャストコンクリート配(調)合が同等以上と判断 される場合**は、過去の促進凍結融解試験結果で照査することができる。
- における再生粗骨材置換率より下回る場合。

宮城県農業農村整備事業における

コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【現 行】

第1章 総 則 【略】

|第2章 再生粗骨材コンクリート製品に関する基本方針|

(再生粗骨材コンクリート製品の製造)

第4 再生粗骨材コンクリート製品は、JIS A 5022で規定する再生骨材コンクリート 第4 再生粗骨材コンクリート製品は、JIS A 5022で規定する再生骨材コンクリート Mの種類のうち「耐凍害品」の品質を満足するように材料の選定、配(調)合及び製造を行い、 JIS A 5364 プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則を満足する よう製造を行う。また、IIS Q 1012 適合性評価-日本工業規格への適合性評価の 認証-分野別認証指針(プレキャストコンクリート製品)を満足するよう工程管理を行う。

> なお、再生粗骨材の品質は、中間処理業者又は商社が、第三者試験機関に依頼し、証明する ものとし、再生粗骨材品質証明書(様式第1号)に試験成績表を添付し、コンクリート製品製 造業者に提出するものとする。ただし、不純物量(アルミニウム片及び亜鉛片の量を除く)の 項目については、第三者試験機関以外でも構わない。

- 2 前項で定める再生粗骨材コンクリート製品の再生粗骨材容積は、粗骨材容積のうち10%~ 30%の範囲で混入できるものとし、所要のワーカビリティーと強度及び耐久性を有するもの とする。
- 3 前1項で定める再生粗骨材コンクリート製品の水セメント比は、結合材の種類によらず 50%以下とする。
- 4 再生粗骨材コンクリートの凍害に対する照査は、促進凍結融解試験の結果として得られるコ ンクリートの相対動弾性係数を指標として行うものとする。この場合の促進凍結融解試験は, IIS A 1148(A法)に基づき行うものとし、相対動弾性係数の最小限界値が85% 以上であることを確認する。ただし、プレキャストコンクリート配(調)合が同等以上と判断 される場合*は、過去の促進凍結融解試験結果で照査することができる。
- ※再生粗骨材置換率が、過去の促進凍結融解試験に用いたプレキャストコンクリート配(調)合

 |※再生粗骨材置換率が、過去の促進凍結融解試験に用いたプレキャストコンクリート配(調)合 における再生粗骨材置換率より下回る場合。

宮城県農業農村整備事業における

コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【改定後】

(再生粗骨材コンクリート製品の使用)

第 5 【略】

(再生粗骨材コンクリート製品の対象)

第6 再生粗骨材コンクリート製品は、以下の製品に適用するものとする。

排水フリューム、ほ場整備用コンクリート製品類(袖付暗渠桝、末端土留桝、ベンチフリュ ーム用掛口分水工桝、排水フリューム落差工桝、接続桝)

2 再生粗骨材コンクリート製品の設計単価は、 宮城県農林水産部労務資材単価表(農業農村整 2 再生粗骨材コンクリート製品の設計単価は、 宮城県農林水産部労務資材単価表(農業農村整 に掲載されている単価と同等とする。単価表に掲載が 備事業) ない製品は、資材単価管理要領に基づき、単価を決定する。ただし、市況により単価調査が必 要とされた場合は別途、単価設定を行う。

|第3章 利用推進に当たっての留意事項

(再生粗骨材コンクリート製品を指定し発注したが使用できない場合)

ート製品を使用できない場合は,理由書の提出を受け,代替品となる製品の品質・性能等を確 認し、承諾する。

(再生粗骨材コンクリート製品を指定せずに発注したが、受注者が再生粗骨材コンクリート製品┃(再生粗骨材コンクリート製品を指定せずに発注したが、受注者が再生粗骨材コンクリート製品 を使用する場合)

コンクリート製品に関する基本方針第4から第6に基づき使用する。

(再生粗骨材製品の適用箇所)

第9 塩害地域(対策区分S及びⅠ・Ⅱ・Ⅲの地域)及び凍結防止剤が散布される箇所は、再生 粗骨材製品を使用してはならない。

なお、塩害地域とは、「道路橋示方書・同解説」に記載の地域をいう。

宮城県農業農村整備事業における

コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【現 行】

(再生粗骨材コンクリート製品の使用)

第 5 【略】

(再生粗骨材コンクリート製品の対象)

|第6 再生粗骨材コンクリート製品は、以下の製品に適用するものとする。

排水フリューム、ほ場整備用コンクリート製品類(袖付暗渠桝、末端土留桝、ベンチフリュ ーム用掛口分水工桝、排水フリューム落差工桝、接続桝)

備事業)及びほ場整備工事等資材単価表に掲載されている単価と同等とする。単価表に掲載が ない製品は、資材単価管理要領に基づき、単価を決定する。ただし、市況により単価調査が必 要とされた場合は別途, 単価設定を行う。

|第3章 利用推進にあたっての留意事項

(再生粗骨材コンクリート製品を指定し発注したが使用できない場合)

第7 再生粗骨材の不足や製作工程の遅れ等により、設計図書で指定された再生粗骨材コンクリ│第7 再生粗骨材の不足や製作工程の遅れ等により、設計図書で指定された再生粗骨材コンクリ 一ト製品を使用できない場合は、理由書の提出を受け、代替品となる製品の品質・性能等を確 認し,承諾する。

を使用する場合)

第8 受注者の提案により、再生粗骨材コンクリート製品を使用した場合は、第2章再生粗骨材|第8 受注者の提案により、再生粗骨材コンクリート製品を使用した場合は、第2章再生粗骨材 コンクリート製品に関する基本方針第4から第6に基づき使用する。

【新設】

※宮城県内での塩害地域とは、海岸線から200mまでの地域を指す。

附則

この指針は、平成22年6月7日から施行する。

附則

この指針は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この指針は、平成27年7月3日から施行する。

附則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成22年6月7日から施行する。

附則

この指針は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この指針は、平成27年7月3日から施行する。

宮城県農業農村整備事業における	宮城県農業農村整備事業における		
コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【改定後】	コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【現 行】		
様式第1号 【略】	様式第1号 【略】		
様式第2号 再生粗骨材使用証明書及びアルカリシリカ反応抑制対策	様式第2号 再生粗骨材使用証明書及びアルカリシリカ反応抑制対策		
発行日: 平成 年 月 日 発行者(会社名): 印 (社印) 発行担当者 役職,氏名: 住所: E-mail:	発行日: 平成 年 月 発行者(会社名): 印 (社印) 発行担当者 役職,氏名: 住所: Tel: E-mail:		
1. 再生粗骨材の使用割合 コンクリート二次製品を製造するにあたり、コンクリート示方配合表に示しているようにコンクリート 1 m3あたりに使用する普通粗骨材及び再生粗骨材質量は以下のとおりです。	1. 再生粗骨材の使用割合 コンクリート二次製品を製造するにあたり、コンクリート示方配合表に示しているようにコンクリート 1 m3あたりに使用する普通粗骨材及び再生粗骨材質量は以下のとおりです。		
世界 1 m3 あたりに使用する自 通視 1 が及び 中土 祖 1 が 1 m3 あたりの質量 (kg) 粗	程骨材の内訳 コンクリート 1 m3あたりの質量(kg) 粗骨材の <u>容積比(%)</u> 注) 普通粗骨材 再生粗骨材 事生粗骨材 注) 再生粗骨材の容積比は、10%~30%の範囲とする。		
2. アルカリシリカ反応抑制対策 適用したアルカリシリカ反応抑制対策は以下のとおりです。 JIS A 5022 附属書Cより,	2. アルカリシリカ反応抑制対策 適用したアルカリシリカ反応抑制対策は以下のとおりです。 JIS A 5022 附属書 C より,		
コンクリート 1 m3あたりのアルカリ総量計算結果 (抑制対策に応じてアルカリ総量の規制値と合計値を確認する。) アルカリ総量の算定 アルカリ量(kg/m3) セメントより 再生粗骨材より 混和材量・その他より 合計	コンクリート 1 m3あたりのアルカリ総量計算結果 (抑制対策に応じてアルカリ総量の規制値と合計値を確認する。) アルカリ総量の算定 アルカリ量(kg/m3) セメントより 再生粗骨材より 混和材量・その他より 合計		

※コンクリート製品製造業者又は商社を証明者とします。

※コンクリート製品製造業者又は商社を証明者とします。

宮城県農業農村整備事業における		宮城県農業農村整備事業における		
コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【改定後】		コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【現 行】		
様式第3号 【略】		様式第3号 【略】		
様式第4号		様式第4号		
Ā	再生粗骨材コンクリート製品設置報告書	再生	生粗骨材コンクリート製品設	置報告書
	発行日:平成 年 月 日		発行日:平成 年 月	日
	発行者(会社名) :		発行者(会社名) :	
	印(社印)			印 (社印)
	発行担当者 役職,氏名:		発行担当者 役職,氏名:	
	住所:		住所:	
	Tel: E-mail:	1	Tel: E-mail:	
以下のとおり再生粗骨材	オコンクリート製品を設置したので報告します。	以下のとおり再生粗骨材コン	ンクリート製品を設置したので報告	します。
以下のとおり再生粗骨材 1.設置内容 (1)事業名:	オコンクリート製品を設置したので報告します。	以下のとおり再生粗骨材コン 1.設置内容 (1)事業名:		します。
1. 設置内容	オコンクリート製品を設置したので報告します。	1. 設置內容		します。
1. 設置内容 (1) 事業名:	オコンクリート製品を設置したので報告します。	1. 設置内容 (1) 事業名:		します。
1. 設置内容 (1) 事業名: (2) 地区名: (3) 工事名:	オコンクリート製品を設置したので報告します。 E成した中間処理業者名:	1. 設置内容 (1) 事業名: (2) 地区名:	ンクリート製品を設置したので報告	します。
1. 設置内容 (1) 事業名: (2) 地区名: (3) 工事名:	E成した中間処理業者名:	1. 設置内容 (1) 事業名: (2) 地区名: (3) 工事名:	ンクリート製品を設置したので報告	します。
1. 設置内容 (1) 事業名: (2) 地区名: (3) 工事名: (4) 再生粗骨材を生 (5) コンクリート製	E成した中間処理業者名:	1. 設置内容 (1) 事業名: (2) 地区名: (3) 工事名: (4) 再生粗骨材を生成し (5) コンクリート製品類	ンクリート製品を設置したので報告	
1.設置内容 (1)事業名: (2)地区名: (3)工事名: (4)再生粗骨材を生 (5)コンクリート製	E成した中間処理業者名: 製品製造業者名:	1.設置内容 (1)事業名: (2)地区名: (3)工事名: (4)再生粗骨材を生成し (5)コンクリート製品類	ンクリート製品を設置したので報告 した中間処理業者名: 製造業者名: 1 再生粗骨材コンクリート製品の記	
1.設置内容 (1)事業名: (2)地区名: (3)工事名: (4)再生粗骨材を生 (5)コンクリート製	E成した中間処理業者名: 製品製造業者名: 表1 再生粗骨材コンクリート製品の設置箇所等	1.設置内容 (1)事業名: (2)地区名: (3)工事名: (4)再生粗骨材を生成し (5)コンクリート製品類	ンクリート製品を設置したので報告 した中間処理業者名: 製造業者名: 1 再生粗骨材コンクリート製品の記	设置箇所等
1.設置内容 (1)事業名: (2)地区名: (3)工事名: (4)再生粗骨材を生 (5)コンクリート製	E成した中間処理業者名: 製品製造業者名: 表1 再生粗骨材コンクリート製品の設置箇所等	1.設置内容 (1)事業名: (2)地区名: (3)工事名: (4)再生粗骨材を生成し (5)コンクリート製品類	ンクリート製品を設置したので報告 した中間処理業者名: 製造業者名: 1 再生粗骨材コンクリート製品の記	设置箇所等
1.設置内容 (1)事業名: (2)地区名: (3)工事名: (4)再生粗骨材を生 (5)コンクリート製	E成した中間処理業者名: 製品製造業者名: 表1 再生粗骨材コンクリート製品の設置箇所等	1.設置内容 (1)事業名: (2)地区名: (3)工事名: (4)再生粗骨材を生成し (5)コンクリート製品類	ンクリート製品を設置したので報告 した中間処理業者名: 製造業者名: 1 再生粗骨材コンクリート製品の記	设置箇所等
1.設置内容 (1)事業名: (2)地区名: (3)工事名: (4)再生粗骨材を生 (5)コンクリート製	E成した中間処理業者名: 製品製造業者名: 表1 再生粗骨材コンクリート製品の設置箇所等	1.設置内容 (1)事業名: (2)地区名: (3)工事名: (4)再生粗骨材を生成し (5)コンクリート製品類	ンクリート製品を設置したので報告 した中間処理業者名: 製造業者名: 1 再生粗骨材コンクリート製品の記	设置箇所等

※受注者が工事完了届とともに報告します。

※受注者が工事完了届とともに報告します。